

沖縄県教育委員会規則の一部改正（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部を改正する規則）

総務課

1 規則の概要

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則は、沖縄県教育委員会の権限に属する事務のうち、教育委員会会議において議決する事項、教育長に委任する事項等を定めた規則である。

2 改正の経緯及び必要性

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、教育委員会又は教育長が行った処分に対する審査請求については、最上級機関である教育委員会において裁決する必要があるが、これらの事務を円滑に行うため、教育長に専決させる事項として整理する必要がある。

3 改正の概要

教育長に専決させる事項に、教育委員会に対する審査請求を裁決することを加えた。

4 改正及び施行年月日

平成28年4月1日から施行する。

5 新旧対照表

別添参照

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年3月24日教育委員会規則第2号）新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>(7) 教育委員会に対する審査請求を裁決すること。</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを会議に付議しなければならぬ。</p> <p>第5条から第7条まで（略）</p>	<p>第1条から第3条まで（略）</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育長の補助機関に専決させるものとする。</p> <p>(1)から(6)まで（略）</p> <p>2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを会議に付議しなければならぬ。</p> <p>第5条から第7条まで（略）</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</p>	